第 29 回　仙台市宅地保全審議会

議　　事　　録

平成 23 年 6 月 3 日

仙台市役所 2 階　第三委員会室

第２９回　仙台市宅地保全審議会

日　時　　平成 23 年 6 月 3 日（金）午後 1 時 00 分～午後 1 時 50 分
場　所　　仙台市役所 2 階　第三委員会室

出席者　　仙台市宅地保全審議会委員
　出席委員･･･飛田委員，吉田委員，大山委員，大内委員，笠原委員，
　　松舘委員（代理），今福委員（代理）
　欠席委員･･･伊藤委員，渦岡委員，源栄委員，内藤委員
事務局（仙台市）
　　高橋都市整備局長，横山都市整備局理事，高橋都市整備局次長，菊地住環境部長，近藤区画整理課長，早坂開発調整課長，反畑主幹，佐野宅地指導係長，阿部主任，加藤主任熊谷技師
他局傍聴人　　道路管理課維持係中野渡主任，道路計画課事業計画係山本技師，

内容
１．開会
２．委員紹介
３．議事
　①東日本大震災による災害対策について
　②技術専門委員会の開催について
　③その他
４．その他

意見の概要

委員からの意見

１．住民の安全安心に向けて早く対策を打てるようお願いしたい。

２．技術専門委員会の開催について、全会一致にて了承された。

事務局から

１．被災宅地に関する今後の対策方策の技術的助言等を、技術専門委員会を開催し調査審議いただきたい。

審議会の内容

1．開会

事務局　　本日はお忙しい中委員の皆様にはお集まりいただきまして誠にありがとうございます。13時の定刻でございますので仙台市宅地保全審議会を開催いたします。今回の宅地保全審議会は3月11日に発生した大地震及び4月7日に発生した大余震により、市内の非常に多くの地域で甚大な被害を受けた丘陵部地域の宅地の応急措置方法や、対策工事方法等の審議をお願いするものであります。本来なら、もっと早い時期に開催すべきところでありましたが、本日の開催となりましたことについて、お許しいただきたいと思います。なお、伊藤委員、内藤委員、渦岡委員及び源栄委員の4名様からは、欠席というご連絡がありましたので、併せてご報告申し上げます。

議事に先立ちまして、このたびの東日本大震災に伴い被災宅地に関する重要事項を調査審議する必要がありますので、このたび特別委員会を置くこととしましたのでご理解のほどよろしくお願いいたします。それでは、まず特別委員の委嘱状の交付式を行いたいと思います。

条例第5条第1項に、審議会に特別の事項を調査審議するため、特別委員を置くことができる。並びに条例第5条第2項に、特別委員は市長が委嘱し又は任命する。という規定がございます。よって、特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間、特別委員をお願いいたしたく委嘱状を都市整備局長高橋秀道からお渡しいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の委員名簿順にお名前を読み上げますので、その場でご起立の上委嘱状をお受け取りください。

（名簿に従い委嘱状を交付）

それでは、開会にあたりまして都市整備局長の高橋からご挨拶申し上げます。

事務局　　（あいさつ）

委員の皆様には震災の対応でお忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。第29回宅地保全審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。さる3月11日の本震それからその後4月7日の大きな余震、それ以降の度重なる余震によりまして仙台市内におきましても多大な被害が生じております。東部地域では津波による甚大な被害が、また丘陵部では数多くの宅地被害が広範囲に及んでおりまして、多くの住民の方々が避難を余儀なくされております。宅地の被害につきましては東日本全体の中でも仙台市が被災数のかなりの部分を占めております。生活を支える基盤であります宅地をどう復旧していくのかが、今回の大地震から仙台市が復興していくうえでの大きな課題であると考えております。先に発表いたしました復興ビジョンや今後策定されます復興計画におきましても、被災宅地及び公共施設を復旧するにあたって、住民の皆様の意思を尊重しご意見をお聞きしながら、進めていくことにしております。一方で復旧を実現していくためには専門的な指摘事項につきまして考え方を整理し定めていくことが不可欠で

ございます。住民の皆様の意思をどのように反映させていくかを含め皆様からのご意見をいただきながら宅地の復旧を進め本市の一日でも早い復旧を進めてまいりたいと考えております。当宅地保全審議会を開催するにあたりましては、梅雨時期前や台風への応急対策をはじめとしまして現地被災状況の把握、その分析、調査結果を基にした対策方針の提言や助言を答申いただければと考えております。また、復旧にあたっての基本となる技術的事項を取り扱っていただくこととなりますが、審議会の皆様には慎重な審議等に併せまして、迅速な結論・報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会　それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元にお配りしておりますが、会議次第と席次表でございます。

それから，審議会委員の名簿、特別委員の名簿、仙台市宅地保全審議会条例、同審議会条例抜粋解説、審議会運営要領、附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱（抜粋）、仙台市情報公開条例の抜粋、宅地防災マニュアル、宅地造成等規制関係の図面、それと宅地被害状況概要版が１部でございます。

以上が本日の資料でございます。特に不足の資料は無いでしょうか。

２．委員紹介

司会　それでは、皆様方審議会委員ということで、お引き受けいただいておりますけれども、お名前をご存知ない方もいらっしゃると思いますので、自己紹介という形で名簿順にお願いしたいと思います。

それでは、仙台市宅地保全審議会委員飛田様からお願いいたします。

各委員自己紹介　（飛田委員、吉田委員、大内委員、笠原委員、松舘委員、今福委員、風間特別委員、今西特別委員、千葉特別委員、佐藤特別委員、吉川特別委員）

飛田委員：東北学院大学工学部で地盤工学を担当しております飛田と申します。よろしくお願いいたします。

吉田委員：同じく東北学院大学工学部で地盤工学を担当しております吉田と申します。よろしくお願いします

大内委員：市議会議員の大内久雄です。よろしくお願いします。

笠原委員：市議会議員の笠原です。よろしくお願いいたします。

松舘委員:国土交通省仙台河川事務所、事務所長代理できました松舘でございます。よろしくお願いします。

今福委員：宮城県防災砂防課長の伊藤の代理できました今福といいます。よろしくお願いいたします。

風間特別委員：東北大の風間と申します。よろしくお願いします。

今西特別委員：東北工業大学の今西と申します。専門は地盤工学です。よろしくお

願いいたします。

千葉特別委員：東北工業大学の千葉でございます。専門は地盤地質学でございます。よろしくお願いします。

佐藤特別委員：地盤工学会で宅地と区域の問題等について発表の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

吉川特別委員：地盤工学会の前の支部長をしておりました吉川と申します。現在日本技術士会東北支部の支部長をしております。よろしくお願いします。

司会　ありがとうございました。

では、これより審議会の会議に入るわけですが、条例第4条第3項に副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。という規定がございます。よって、飛田副会長に会長の職を代行していただきます。

それでは、飛田副会長には会長席にお移りいただきたいと思います。

それでは、会長代行からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員　会長代行を務めます飛田です。ちょっと会長の方が少し体調が悪いということで会長の方から代行しなさいというふうなことを言われておりまして、代行を務めさせていただきます。まず最初にですね、この宅地保全審議会は審議会の性質上震災があったら直ぐに立ち上げなければいけないような委員会なんですけれども、ご存知の通りの大規模な災害でなかなかそこまで手がまわらなかったということで、この点につきまして審議会を代表するものとしてお詫び申し上げたいと思います。

今回の宅地災害につきましては極めて広域、それから大きな被害をもたらしているということです。ところが団地毎にですね被害の形態とか特徴がございまして、それに応じてですね調査方法とか対策工法もですね、検討しなければいけないという非常に高い専門的技術の判断が必要となっている状況だろうと思います。

宅地災害を考えるうえで、我々も地盤工学会、地すべり学会等でいろいろ検討しているんですけれども、まずは住んでいる方の生命の安全を守る。これが間違いなく第一点。次にですね、出来る限り宅地としての価値を保つような方策を考えるというようなことで議論し合っているところでございます。

この宅地災害についてはですね、阪神大震災以来注目を浴びているが必ずしも明確なシステムというのが出来上がっているわけではありません。立ち上がった瞬間にこういうことを申し上げるのは何なんですけれども、後々審議会あるいは様々な活動が仙台方式と後で呼ばれるようなシステムとか住民対応のあり方、そういったものを立ち上げてこれからのこういった災害のできればスタンダードになるような方法というものを、併せて模索していきたいなと考えておりますので、審議会の委員の皆様のご協力をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

司会　では、これからの議事進行につきましては飛田会長代行にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

委員　　はい、ありがとうございます。それでは進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず最初に本日の会議の成立ということなんですけれども、伊藤会長、内藤委員、渦岡先生、源栄先生、こちらからご欠席という連絡をいただいております。現在で６名ということで過半数の出席となりますので、それから５名の特別委員の方に出席いただいておりますので、過半数の出席ということで仙台市宅地保全審議会条例第６条２項の規定に基づきまして本会議は成立していることを宣言させていただきます。

次に、本日の議事録署名人ということなんですが、まず〇〇先生お願いできますか。それから、先ほど予定していた方がお見えにならなかったもので、市議会の先生でもよろしいんですか。私の方からお願いするのは。

委員　　いいですよ。どうぞお願いしてください。

委員　　それでは〇〇先生よろしいですか。すいませんよろしくお願いします。お二人の方に議事録署名人をお願いさせていただきます。

続きまして、本日の審議会について公開とするか非公開とするか、取扱いということですけれども、事務局説明お願いいたします。

事務局　　本市の附属機関に関する運営要綱におきましては、個人情報を扱う場合などを除き、原則として公開することとしておりますので公開でいかがでしょうか。

委員　　はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。委員の皆様、公開ということで進めてよろしいですね。

委員　　（異議なしの声）

委員　　はい、それではそのようにさせていただきます。それから傍聴人の方がいらしていますけれども、守っていただきたい事項というふうな事項がございますので、私の方から読み上げさせていただきます。（会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項の読み上げ）

３．議事

委員　　それでは議事に入りたいと思います。第１号議案について事務局の方から説明お願いいたします。

事務局　　それでは第１号議案についてご説明いたします。次第の３の議事の(1)でございます。東日本大震災による災害対策について、まずお手元の資料の宅地被害状況の資料をご覧いただきたいと思います。本市の宅地被害の概要についてご説明いたします。

本市では、この度の東日本大震災により、東部沿岸地域の津波被害のみならず、丘陵部地域の宅地においても非常に多くの地域で甚大な被害を受けました。特に、中心部から5～7km ほどにある、昭和 30 年代後半から 50 年代にかけて造成された団地に

おいて地盤の崩落や地すべり等が発生し、非常に多くの宅地が被災しました。本震に加え4月7日の6強の余震によりさらに被害は拡大しております。これらの団地の多くは住民の高齢化が進んでおり、また宅地の人工の法面や擁壁等に甚大な被害が発生しており、住民自身による復旧は困難な状況となっております。

5月19日現在の被災宅地危険度判定の結果でございますが、調査宅地が3,880宅地、うち危険宅地が868宅地、うち要注意宅地が1,210宅地、うち調査済宅地が1,802宅地となってございます。被災宅地危険度判定は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減防止し、及び住民の安全を確保するために宅地の危険度を判定するものでございます。先ほどお話ししました危険宅地とは、変状等が特に顕著で危険であるもの。要注意宅地とは、変状等が著しく、当該宅地内に入る場合には時間・人数を制限する等十分注意が必要なもの。調査済宅地とは、変状等見られるが、当面防災上の問題はない宅地になります。

次にA3の主な宅地被災箇所分布図をご覧いただきたいと思います。先ほど調査宅地3,880宅地のうち要注意・危険宅地約2,100宅地の主なものの分布をこの地図で楕円の赤で表示させていただいております。大まかなまとまりとしましては全部で65地区位の分布でまとまりがあります。大体、仙台駅を中心に半径5kmの線がございますが、この線の辺りに造成された団地の被災が多く見受けられることが分かると思います。

被害状況のペーパーの方に戻りますが、被害の大きいまとまりがかなり広範囲に及んでいる状況にあります。折立五丁目地区につきましては3月14日の日に警戒区域の設定をし、立入を制限しております。緑ヶ丘四丁目地区につきましては避難勧告を3月28日に実施しているところでございます。

こういった全体概要の中からここに主な被災要因としてまとめてございますが、地すべり、擁壁のクラックやはらみだし、擁壁背面の崩壊、のり面のすべり、宅地の沈下・亀裂、こういったことが被災の要因として考えられております。

A3の後ろに、主な被災宅地の中からいくつかの写真を掲載しております。折立五丁目No.1はかなりの地盤の高低差が発生しているもの、No.2は道路と宅地の間に大きな段差が生じているもの。裏面の西花苑でございますがかなり大がかりな地すべりが発生し家屋が倒壊しております。次に高野原地区ですが大きな亀裂が生じている。それから沈下も激しく発生しております。裏面にいきまして新川の佐手山でございますが、地すべりが大きく起きております。また宅地の中の庭先での大きな崩落がございます。次に中山滝道でも民民の境界にございます擁壁が崩壊しております。最後に緑ヶ丘四丁目の地盤の陥没の例でございます。

概要としましては今お話ししたとおり、かなり広域かつ甚大な宅地被害があるという状況にございます。

委員　事務局、一旦被災状況について委員の先生方から何かお聞きしましょうか。

今、本当に大まかにということなんですが、今回の地震による宅地災害の被災状況を説明いただいたんですけれども、この被災状況につきまして委員の先生方からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員　　被災状況の件数がかなりあるんですけれども、これは1件とか2件とか必ず複数の場合だけなんですか、この数を数えているのは、小さいのから大きいのまであるんですか。65箇所の選定の基準ていうのはあるんですか。

事務局　　65箇所の意味合いですが、大まかな分類ということなんですが、ある程度まとまりのある概ね10宅地以上がまとまっている被害のところを括りとしています。

委員　　それ以下のものはどのようにやるんですか。10宅地以上の場合には何らかの結論が出ますね。それ以下のものについてはどのような形になるのか。

事務局　　今後の話として後でお話する予定でしたが、その辺の全体概要を宅地保全審議会の中で把握いただいて、個別のもの、ある程度規模の小さい宅地についてどのようにしていったらいいのか。この辺も併せてやっていきたいと考えております。

委員　　要望ですけれども、小さいところも戸数の少ないところも非常に悩んでらしているので、早く住民の安全安心に向けて早く対策を打てるような形で持っていっていただきたいことをお願いしておきます。

委員　　はい、分かりました。
　その他、ございませんでしょうか。

委員　　主な被災要因について、例えば緑ヶ丘四丁目とかおそらく南光台にもあるんじゃないでしょうか、液状化を場所は少ないが地盤災害の要因として含めてもよろしいんでしょうか。

事務局　　今の段階で我々が概要的に把握している要因5つを載せておりますが、今後の中で追加検討していくことになります。よろしくお願いいたします。

委員　　それはどちらかというと審議会というよりは、別な場所で議論すべき話しかなとは思いますけれども。
　すいません、他にもあるかも知れませんけれども、先に進めていきたいと思います。議事の(1)の東日本大震災による災害対策についてという部分につきまして、事務局でよろしいんでしょうか。ご説明お願いいたします。

事務局　　審議事項の概要についてご説明いたします。この度の東日本大震災に伴います被災宅地に係る応急措置方法及び対策工事や復旧工事の計画、設計に関する技術事項を調査審議していただきたいと考えております。そのうえで、判断及び助言を得るために諮問をさせていただきたいと思います。それによりまして、特別事項を調査審議するために技術専門委員会を開催するというふうに考えております。
　先ほど全体の概要をご説明しましたが、その辺を受けまして今後の対応について災害対策という観点からいろいろ検討いただくということで、審議いただければと思い

ます。

委員　　この宅地保全審議会は、こういった被災に対して取り扱っていくという審議会なんですけれども、現実的には今回の被災についてはとにかく数が多い、また団地毎にいろんな特性があります。先ほど〇〇委員からも出ましたけれども規模が小さかったらどうするんだとかもですね、多面的に考えていきませんとなかなか、隣の団地は救ってもらったけど、仮に救えるとしての話しですけれども、うちの団地は6戸しか壊れてないから何の手当てもしてもらえないとか、そういったような話がこれからどんどん対策が進んでいきますと出てくることもあります。そういった事態に耐えるために対策を採るために基本的にこの審議会では正直言って間に合わない。技術屋が何人いるか、今日は特別委員を呼んではいるんですけれども、そういった事項が分かる、専門的に分かるっていう人間が数人ではとてもとても対応できるような規模ではないというふうなこともございます。

併せて、審議会の下部組織としまして、この技術を専門に取り扱う技術専門委員会の設置につきましても、事務局の方からご説明いただけませんでしょうか。

事務局　　技術専門委員会は前回の第 28 回宅地保全審議会において、現会長からのご提言があって色々な非常時の緊急対応の必要性から常設状態にしておくという話しがございました。それが一つと、今回の大震災でかなりの大きな宅地被害の状況。それも深刻かつ甚特な状況ですのでその対応を色々検討いただくには、会長代行の方からありましたとおりかなり専門的な見地からご検討いただく。今常設している技術専門委員会の方で扱いをさせていただくのが良いのではないかと考えております。

委員　　すいませんが、我々今宅地保全審議会をやっているわけなんですが、宅地保全審議会から技術専門委員会の方へお願いして主に審議していただくべき事項についても、事務局の方からご説明していただけますか。

事務局　　今、専門委員会の方へお願いしたい事項は五つございます。

一つは、梅雨前等の応急措置、今後の対策方策の技術助言。次に公共施設復旧工事への技術方針提言。三つ目がですね、被災宅地地質調査今色々進めてございますが、これの方策方針への助言と提言。四つ目がですね、被災宅地の復旧相談体制の確立、情報提供。五つ目がですね、被災宅地危険度判定の応急措置、復旧パンフレット等の PR 活動のご検討。この五つをお願いできないか考えているところです。こういった資料は今この中には入ってございませんが、我々の考えとしてはこういったところですが、なかなか高度な技術的な内容ですので、今回特別委員の方を任命させていただきますが、更に迅速かつ高いところでご検討いただきたいと思います。

委員　　はいわかりました。委員の皆様には、私のところにはシナリオが届いているので事務局が何を話したかが分かるんですけれども、もう一度繰り返させていただきます。

技術専門委員会の方には、宅地保全審議会の方からもう直ぐ梅雨を迎えますけれども、梅雨前ですとか台風への応急措置、それから今後の対策方策への技術的助言です

ね。それから、復旧工事が入りますので公共施設復旧工事への技術方針の提言。これをお願いしたいとのことです。それから三番目が被災宅地地質調査及び方策方針への助言と提言。これは先ほど言いました宅地毎の被害の特徴がありまして、それに合った調査とか対策をしなければならない。というふうなことでこれも専門委員会にお願いしたいということになります。それから四番目が被災宅地の復旧相談体制です。ですから、復旧とか応急措置とか考えている住民の皆さんに対して、技術的なアドバイスをできるような機会の確保について助言提言をお願いしたいということになります。最後には、被災宅地の危険度判定というのはいったい何を意味しているのか。あるいは応急措置とか復旧っていったいどういったものなのか。といったような情報を正しく住民の方に伝えるようなそんなパンフレット等の編集といいますか、手配を技術専門委員会にお願いしたいということでございます。この技術専門委員会にお願いする事項につきまして、何か委員の先生方ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

委員　　危険度判定した際の黄色とか赤とか貼っていますよね。独自の視点で話しをしていいのか私は気になるのですが。

事務局　　危険度判定については、この宅地被害状況の資料に書いてはございますが、なかなか一般の市民の方には建物の場合と宅地の場合があって分かりにくい部分がありますので、そういったものを分かりやすく被災された市民の方々にお知らせしていくような資料といいますか、その辺の作り方とか分かりやすさとかをご助言いただければと考えております。

委員　　今現在付いてるやつを正しいという前提で話しをしなくちゃならないのか。必ずしも適切に貼られているわけではない事例も見受けられるので、それに拘束されたような言い方をしなくちゃならないのか、別に結果をあまり気にせず分かりやすい説明をすればいいのかその辺が気になるんですけれども。

事務局　　審議の際に、そのあまり個別の宅地について赤ですとか黄色ですとかそいったものにあまり気にしなくとも良いのではないかと考えますが。いかがですか。

事務局　　判定後時間とともにかなり動いているところもございますし、言い方によっては違っているところも無いわけではないので、その都度協議といいますか見直しの段階はあると思いますね。

委員　　多分にですね、緊急にやられた宅地判定に縛られることはないだろうと。但し、今まで赤だったのがあなたは黄色ですとか逆に安全ですといわれていたのが赤になったとかいう判断をしなきゃいけないときには、多分とにかく一生懸命説明するというふうなことをもっとうに調査活動やデータ解析をやらなきゃないんだろうなとは思います。純粋に技術的なことよりも、住民の方への説明を強く意識したようなとにかく正しい情報をお伝えするのが一番かなとは思います。他にございませんでしょうか。
　なければ、これだけに限らないということなんだと思いますが、かなりこれからも

動いていろんな検討課題が、技術的な課題が出てくると思っております。これについては行政といいますか仙台市の方とこの専門委員会の方で密接な連絡を取り合いながら遺漏のないように進めて参りたいなと考えているんですけれども、まずはこの5項目について技術専門委員会の方に審議をお願いするということを、ご了承いただけますでしょうか。

委員　　（異議なしの声）

委員　　はい、よろしくお願いいたします。
　それから、学会の方でもですね色々と宅地災害につきましては色々と準備を進めているところです。特に地盤工学会と日本地すべり学会、こういった問題についてのプロ集団が集まっている学会がございまして、宅地災害については色々と検討を始めているということでございます。この専門委員会との密接な関係を持ちながら技術的、学術的な支援をいただくために学の検討委員会とも密接な連絡を取りながら、この技術専門委員会を進めていきたいと考えております。
　すいません、事務局よりも先走った提案になってしまったかと思うんですけれども、技術的支援を万全にするために、この審議会の外に仙台市と連携して技術的な検討を行う技術検討委員会、学が中心になりますけれどもそういったものの設置も、これは多分に保全審議会の了承を得るものではない。行政側の話しなんですが、そういったことでこの宅地保全審議会の下にある技術専門委員会と連動して動くようなことになりますということを報告させていただいて、審議会としての了承をいただきたいと思うんですけれども、この件につきましてもよろしいでしょうか。

委員　　（異議なしの声）

委員　　はい、それでは遺漏なきよう進めてまいります。審議会の委員の皆様にはですね、一体全体どういう動きになっているんだ、今何が進んでいるんだというふうなことは事務局と綿密な連絡を取り合いながら、時期を逸することなくお知らせするようなシステムを作り上げたいと昨日も 17 時から事務局と確認したところですので、その辺のこともお約束させていただきたいと思います。

司会　　続きまして、技術専門委員会運営のため、条例第7条第2項に技術専門委員会は会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する。という規定がございます。よって、飛田会長代行に技術専門委員の指名をしていただきたいと思います。

委員　　はい、ありがとうございます。それでは審議会委員の中から吉田委員、それから特別委員ですけれども風間先生、今西先生、千葉先生、それから地盤工学会の佐藤さんと、前地盤工学会東北支部長の吉川先生、最後に私飛田も入りまして技術専門委員会を構成したいと思います。これらのメンバー構成でよろしいでしょうか。

委員　　（異議なしの声）

委員　　それでは進めさせていただきます。今名前を呼ばれた先生方よろしくお願いいたします。

４．その他

委員　　それでは次、次第としましてはその他ということになります。委員の先生方から何かございますでしょうか。

委員　　（なしの声）

５．閉会

委員　　本当に急な審議会の連絡ということで、申し訳なかったんですけれども、おかげさまをもちまして何とか宅地災害への対応の第一歩を切ることができたかと考えております。

本日の審議はこれで終了したいと思います。本当にありがとうございました。

事務局　　これにて、第 29 回宅地保全審議会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。

（終了）